

「全国保育士会 食育推進ビジョン」について（解説）

平成 25 年度 食育推進研修会（平成 25 年 7 月 22 日～23 日）における

食育推進委員会運営委員会 委員長の解説・報告より

- ※ 食育推進ビジョンの一部改訂〔平成 28 年 9 月 13 日〕および平成 30 年 4 月の新たな保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領適用にともない、内容を一部加筆・修正

1. 食育推進ビジョン策定の経緯

「食」は子どもが豊かな人間性を育み、健康な生活を送るために重要なものです。

近年、子どもや保護者の食生活の乱れが指摘されており、食をとおした保護者支援など、家庭と連携をしながら子どもの「食を営む力」を育むことが保育所や認定こども園等に期待されています。

全国保育士会では、長年事業として取り組んできた「保育所による食育の推進」（平成 29 年度以降の事業計画では「保育所・認定こども園等による食育の推進」）をより明確かつ計画的に取り組み、保育所や認定こども園等においてどのような食育を実践しているのか（実践するべきなのか）を示すために、「全国保育士会食育推進ビジョン」の策定を計画し、平成 23 年度より全国保育士会 食育推進委員会 運営委員会（以下、運営委員会）にて検討を開始しました。

検討過程においては、「食育推進ビジョン」に関して幅広いご意見を頂戴するため、平成 24 年度に開催された食育推進研修会においてグループ討議のテーマとして取り上げ、参加者の方からご意見を募りました。その中でも私にとって印象的だったご意見は、「文言が難しい」「図式化した方が分かりやすい」「順番を入れ替えてはどうか」ということでした。

いただいたご意見を踏まえ、運営委員会においてさらに協議・検討を重ね、全国保育士会 総務部会および常任委員会における報告・確認を経て、平成 24 年度第 2 回委員総会（平成 25 年 3 月）にて確定しました。

また、食育の推進は、保育所のみならず、すべての保育現場において重要な取り組みであることから、平成 28 年度第 3 回常任委員会（平成 28 年 9 月 13 日）、平成 30 年度第 7 回常任委員会（平成 31 年 2 月 8 日）にて、本ビジョン内の文言を一部改定しています。

2. 食育推進ビジョンの目的・めざすもの

本ビジョンの前文にも記載されているように、「食育」は、身近な大人や他の子どもたちとのかかわりのなかでおいしく楽しく食べることを通じて、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を育むことを目的としています。

全国保育士会では、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針、幼保連携型認定こ

ども園教育・保育要領にのっとり、会員が中心となって、保育に携わる全ての職員が「食育」に関する共通理解のもと、一体的に「食育」を進めるための指標として「食育推進ビジョン」を策定したことをふまえ、さらなる「食育」を進めていく所存です。

本ビジョンを指標としてご活用いただき、各地域における「食育」推進の一助となり、全国的に活動が広がることを願っています。

3. 食育推進ビジョンに含まれる意味合い

【前文】

「食育」は、身近な大人や他の子どもたちとの関わりの中で食事をおいしく楽しく食べることを通じて、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を育むことを目的としています。

全国保育士会では、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、会員が中心となり、保育に携わる全ての職員が「食育」に関する共通理解のもと一体的に推進するための指標として、ここに「全国保育士会 食育推進ビジョン」を策定し、さらなる「食育」をすすめます。

食育基本法において「食育」とは、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けられています。一方、ビジョンには、「未来像」「将来の展望」という意味があります。本ビジョンを幅広い方々にご活用いただき、共通理解のもと子どもたちの食育を推進することをめざしています。

1. 保育実践と一体となった食育の推進に取り組みます。

食育は子どもたちの成長・発達を育むなかで必要不可欠なものであり、保育所や認定こども園等における日々の生活の中で保育と一体的に取り組みます。

保育とは、養護（生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり）と教育（子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助）を一体的に行うことを特性としており、これは平成 20 年改定の保育指針の第 1 章総則にも記載されています。あわせて同指針の第 5 章「健康及び安全」のなかにも、「食育の推進」が位置づけられています。平成 30 年 4 月適用の保育所保育指針においても同様に、第 3 章「健康及び安全」のなかで「食育の推進」が位置付けられており、生活やあそびを通して、相互に関連をもちながら総合的に展開し、食事の提供も教育的側面だけでなく養護的側面からも捉えることが重要です。

また、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」の基礎を培うことが重要であり、発育・発達段階に応じた豊かな食に関わる体験の積み重ねや、生命の保持および情緒の安定を図るために子どもの発育・発達に応じて適切な栄養摂取に配慮し、子どもにとって美味しく魅力的な食事を提供することが求められます。

「食を営む力」の基礎を培うことによる期待する子ども像は、「お腹のすくりズムの持てる子ども」や「食べたいものがあり、一緒に食べたい人がいる子ども」等がありますが、これらは日常生活（あそび、食事、睡眠など）を通して習慣化され、定着が図られます。つまり、生活全体を通して保育所や認定こども園等の全職員が連携して食育の実践に取り組むことが必要です。

2. 子どもの育ちを保障する食事の提供体制・環境を堅持した食育を推進していきます。

子どもたちにとって身近な存在である職員が、一人ひとりの状態に合わせた食事を提供し、子どもたちが作り手の顔を思い浮かべながら、おいしく楽しく食べることができる環境を守ります。また、子どもたちの食への関心が高まるよう、五感を通じて食とふれ合える機会をもてるよう努めます。

「乳幼児の発育及び発達の過程に応じて、計画的に食事の提供、食育の実施に努めるとともに、食に関わる保育環境について配慮をする」ことは、国が策定した第2次食育推進基本計画（平成23年3月）のなかにも謳われています。

食事に関して、子どもたちが実際に取り組むことができる行為は「食べる」行為であり、献立の立案から調理する過程を行うことはできません。しかし、食に関するすべての過程が子どもたちの「食を営む力」を育むことに関係しています。近年、保育所や認定こども園等における給食の外部搬入が注目されていますが、子どもたちへの食事の提供意義をふまえ、本会と全国保育協議会では、3歳未満児への給食外部搬入を容認することに「断固反対」の姿勢をとっています。子どもたちが食材や調理者、調理過程と触れ合える機会を確保することで、一人ひとりの食への関心を高めることとなり、「食を営む力」を培うことにつながります。

その他、子どもたちがおいしく楽しく食べるためには、おなかがすくりズムを獲得する必要がありますが、そのためには夜早く寝て、朝早く起きて朝ご飯をしっかり食べ、午前中から活動しなければなりません。これを実現するには、保護者への働きかけ、家庭との連携が必要不可欠です。

また、季節・行事・日常の文化に触れる体験を通じて、自然の恵みに感謝する気持ちを育む望ましい食体験も子どもたちの「食を営む力」に影響します。五感を使って食事や食体験を感じてほしいと思います。

3. 食育の推進は家庭との協働によりすすめます。

子どもたちの生活や食事に関する情報を家庭と共有し、相談に応じるなど望ましい食生活について共に考え、家庭における食育を支援します。

近年、子ども・保護者の食をめぐる状況は変化し、保護者はいつでもどこでも調理済みの食材を入手できるようになっています。そして、食べることは好きだけでも、食事作りには時間をかけたくない、という保護者も見受けられます。その他にも、子どもと一緒に食事をとっていない場合や、一緒に食卓を囲んでいても食べているものは違うものである場合、補食を自由に子どもに与えるなど、管理をしていない場合があります。これでは保護者は子どもの食事時の様子やマナーを見ることができないとともに、共食が出来ないため会話が減少したり、孤食に繋がりがやすくなります。

そこで保育所や認定こども園等では、まず個々の子どもの食事の内容や状況を把握することが大切であり、その上で保護者に働きかけていく必要があります。また、好き嫌いがある子どもへの対応方針を保護者と施設で共通理解をもつことも重要です。一方は「嫌いでも一口は食べてみようね」と言い、もう一方は「嫌いなものは食べなくて良い」と伝えてしまうと、子どもが情緒不安定になることにつながりかねません。

4. 施設全体で連携し、食育の推進に取り組みます。

保育に携わる全ての職員が、保育所や認定こども園等で行う食育について共通の理解をもち、年齢に合わせた計画の目標を共有し、互いの専門性を活かしながら連携・協力して取り組みます。

食育は、栄養士、調理師、保育士等がそれぞれ独立して行うものではなく、全職員で連携して行う必要があります。互いの専門性を認め、尊重し合い、一人ひとり子どもたちを施設全体で見守り、情報を共有し、共通意識のもと多様な意見を取り入れながら食育の実践を行うことで、保育と一体となった食育が展開され、子どもたちの「食を営む力」を育むことに繋がります。

5. 地域の子育て家庭への理解をすすめ、関係機関と連携・協力をして食育の推進に取り組みます。

在宅の子育て家庭の乳幼児の食に関する相談に応じるなど、専門性を活かした助言や支援を行います。また、地域の保健医療機関等と必要な情報を共有し、地域全体で連携して食育に取り組みます。

具体的な方法として、施設開放があげられます。施設開放は、在宅家庭の保護者が保育所や認定こども園等の様子を観察して自宅の子育てに参考にすることができ

ます。また、施設に保護者が集まることは、保護者同士の交流にもつながるため、自分の子どもの育ちや子育てについて不安を抱えている保護者の孤立化を防ぐことができます。保育所や認定こども園等を情報提供の場、相談援助の場、そして交流の場としてとらえることができます。

4. 食育推進ビジョンをご活用いただく意義

本ビジョンは、保育所や認定こども園等と家庭、地域との連携や協働についてもふれており、食育は保育所・認定こども園等だけ／保護者だけ、もしくは保育所や認定こども園等と保護者の関係の中だけで完結するものではないことを示しています。多様な関係機関が相互に連携・協働して食育に取り組むために、本ビジョンを保育関係者や保護者、地域の保健医療機関等に広く周知する必要があり、それにより、食育の重要性や食育推進のあり方について共通理念のもと地域全体で実践することにつながります。

一方、保育所や認定こども園等内における食育についても、栄養士や調理師等で完結するものではありません。保育士・保育教諭や他の専門職間の連携・協働のもとに推進される必要があるため、職員間の共通理解のためにも大いに本ビジョンをご活用いただきたいと思います。

本ビジョンを全国の食育関係者が共通指標として用いることで、全国の子どもたちの食育の推進が実践されるものと期待しています。是非皆さまにもご活用いただき、各地域の食育の推進のリーダーとしてご活躍いただきたいと思います。

※本ビジョンは全国保育士会ホームページにも掲載しています。

<https://www.z-hoikushikai.com>

